

○勝浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の
防止に関する条例施行規則

平成 2 3 年 7 月 1 1 日

規則第 1 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、勝浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成 2 3 年勝浦市条例第 1 0 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例に規定する用語の例による。

(安全基準)

第 3 条 条例第 6 条の規則で定める安全基準は、別表第 1 の項目の欄に掲げる項目に応じ、当該基準値の欄に定めるとおりとする。

2 前項の安全基準に適合しているかどうかは、別表第 1 の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において試料を採取し、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。

(公共的団体の範囲)

第 4 条 条例第 9 条第 1 項第 1 号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

(1) 独立行政法人都市再生機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、成田国際空港株式会社、独立行政法人空港周辺整

備機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び日本郵政株式会社

(2) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社

(3) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社

(4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社

(5) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区

(6) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合

(7) 地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人であって、土壤の汚染又は災害の防止に関し、審査能力があるものとして市長の認定を受けた者

2 前項第7号の規定による市長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（許可が必要ないと市長が認めた事業）

第5条 条例第9条第1項第5号のその他許可が必要ないものと市長が認めた事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 国又は地方公共団体の補助を受けて行う事業

(2) 自己の用に供する建物を設置する事業で、山砂又は市内で採取した土砂等を使用し、埋立て等の高さが1メートル未満かつ面積3,000平方メートル未満の事業

- (3) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条又は第 5 条による一時転用又は客土事業で、山砂又は市内で採取した土砂等を使用し、埋立て等の高さが 1 メートル未満かつ面積 3,000 平方メートル未満の事業
- (4) 自らの耕作の用に供するため、所有権その他の耕作に関する権原を有する農地に自ら客土する事業
- (5) 運動場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常の管理行為として行う事業
- (6) 工場等の緑化に伴う植栽のために樹木と一緒に土砂等を搬入する事業
- (7) 宅地造成に伴う事業であって、当該特定事業区域外からの土砂等の搬入を伴わない事業
- (8) 前各号に掲げる事業に類する事業
（土地所有者等の同意等）

第 6 条 条例第 10 条第 1 項（条例第 15 条第 1 項及び条例第 26 条第 1 項において準用する場合を含む。）の同意は、条例第 9 条第 1 項の許可の申請が、条例第 12 条第 1 項又は第 3 項の規定によるものである場合にあっては、特定事業区域内土地使用同意書（別記第 2 号様式）により、同条第 2 項の規定によるものである場合にあっては、特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書（別記第 3 号様式）によらなければならない。

- 2 条例第 10 条第 2 項（条例第 15 条第 1 項及び条例第 26 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規則で定める当該特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者は、特定事業区域内の土地につき地上権、永小作権、質権、地役権又は賃借権を有する者とする。
- 3 条例第 10 条第 2 項の同意は、条例第 9 条第 1 項の許可の申請が、条例第 12 条第 1 項又は第 3 項の規定によるものである場合にあっては、

ては、特定事業区域内施工同意書（別記第４号様式）により、同条第２項の規定によるものである場合にあっては、特定事業（一時たい積特定事業）区域内施工同意書（別記第５号様式）によらなければならない。

- ４ 第１項及び前項に規定する同意書には、当該同意をした者が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書、法人である場合にあっては、代表者の印鑑証明書であって、登記所が発行したものを添付しなければならない。
- ５ 条例第１０条第３項の規則で定める当該特定事業区域に隣接する土地の所有者は、当該特定事業区域に隣接する土地の所有者とする。
- ６ 条例第１０条第３項（条例第１５条第１項において準用する場合を含む。以下本条において同じ。）の規則で定める当該特定事業区域に隣接する土地の所有者の承諾は、隣接土地所有者承諾書（別記第６号様式）によらなければならない。
- ７ 条例第１０条第３項の規則で定める当該特定事業区域の近隣の住民は、当該特定事業区域から５００メートル以内の範囲の区域に居住する者とする。
- ８ 条例第１０条第３項の規則で定める当該特定事業区域の近隣の住民の承諾は、近隣住民承諾書（別記第７号様式）によらなければならない。
- ９ 条例第１０条第３項の規定による当該特定事業区域の近隣の住民の承諾は、当該特定事業区域から５００メートル以内の範囲の区域に居住する者の世帯の１０分の８以上の世帯主から得なければならない。この場合において、当該区域内に居住する世帯の数が３０世帯未満のときは、当該区域内の１０分の８以上の土地の所有者の承諾を得なければならない。
- １０ 条例第１０条第３項の規定による当該特定事業区域に隣接する

土地の所有者及び近隣の住民の承諾は、次に掲げる事業には適用しない。

- (1) 宅地造成に伴う事業
- (2) 農業及び水産業に属する事業
- (3) 市長が特別に認める事業
(事前協議等)

第7条 条例第11条第1項に規定する計画書は、特定事業（変更）事前計画書（別記第8号様式）とする。

2 条例第11条第1項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるもの（条例第15条第1項の許可の申請をしようとする場合にあっては、変更するものに限る。）とする。

- (1) 特定事業区域の位置図及び付近の見取図
- (2) 現場責任者であることを証する書面
- (3) 特定事業区域の平面図及び断面図（特定事業の施工の前後の構造が確認できるもの。ただし、次項に規定する一時たい積特定事業にあっては、土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるもの）
- (4) 特定事業区域及び当該特定事業区域に隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し（当該土地の所有者名を記載したもの）
- (5) 特定事業区域から500メートル以内の範囲の区域に居住する者の世帯数調査書（別記第9号様式）
- (6) 特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とする土砂等を採取する地点の位置図（当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図）
- (7) 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書
- (8) 排水関連の書類（湧水がある土地、地表水が集中しやすい土地及び自然排水を遮断するような地形構造の場合には、暗渠排水施

設の設置等、排水に係る施設やその他の有効な排水に係る措置の
図面、流量計算書及び流域の図面。調整池等の設置が必要な場合
にあつては、当該調整池等の容量計算書及び構造図等の図面)

(9) 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合に
あつては、当該安定計算を記載した書面

(10) 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図

(11) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる
場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面
算定を記載した構造計算書

(12) 特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他市長が
指示する事項を記載した特定事業施工計画書

(13) 特定事業が別表第 4 に掲げる行為に該当する場合にあつては、
当該行為の許認可を要する法人等の題名を記載した書面

(14) 特定事業区域への土砂等の搬入(次項に規定する一時たい積特
定事業である場合にあっては、搬入及び搬出) 予定経路図

(15) 住民説明の計画書

(16) その他市長が必要と認めるもの

3 条例第 11 条第 2 項に規定する計画書は、一時たい積特定事業(変
更) 事前計画書(別記第 10 号様式) とする。

4 条例第 11 条第 2 項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げる
もの(条例第 15 条第 1 項の許可の申請をしようとする場合にあつ
ては、変更するものに限る。) とする。

(1) 第 2 項第 1 号から第 4 号まで、第 6 号及び第 13 号から第 15
号までに掲げるもの

(2) その他市長が必要と認めるもの

5 条例第 11 条第 3 項の規則で定める届出は、特定事業事前計画内
容変更届(別記第 11 号様式) によらなければならない。

- 6 条例第 11 条第 3 項の届出には、協議の内容の変更に係る第 2 項の書類及び図面を添付しなければならない。
- 7 条例第 11 条第 4 項の規則で定める住民説明は、特定事業区域に隣接する土地の所有者及び近隣の住民等（以下本項において「関係住民」という。）に対し、説明会を開催して行うものとし、当該説明会の開催の周知を図るとともに、当該説明会への関係住民以外の者の出席を拒んではない。ただし、条例第 11 条第 1 項又は第 2 項に規定する協議を行った者の責めに帰することのできない事由により当該説明会を開催することができない場合においては、その特定事業計画を記載した資料を配布する方法等により行うことができる。
- 8 条例第 11 条第 5 項の規則で定める住民説明の実施状況の報告書は、特定事業説明実施状況報告書（別記第 12 号様式）により、第 10 項の期間内に提出しなければならない。
- 9 市長は、条例第 11 条第 1 項又は第 2 項に規定する協議が成立したときは、当該協議を行った者に対し特定事業（変更）事前協議済書（別記第 13 号様式）により通知するものとする。
- 10 条例第 11 条第 1 項又は第 2 項に規定する協議の期間（同条第 3 項の規定による協議の内容について変更が生じた場合の当該協議期間を含む。）は協議開始から 2 年以内とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。
- 11 前項ただし書の協議を申し出ようとする者は、特定事業（変更）事前協議延長申出書（別記第 14 号様式）により申し出なければならない。
- 12 条例第 11 条第 1 項第 10 号及び同条第 2 項第 8 号の規則で定める事項は、申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所とする。

(許可の申請等)

第8条 条例第12条第1項に規定する申請書は、特定事業許可申請書（別記第15号様式）とする。

2 条例第12条第1項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者の住民票の写し（申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書）
- (2) 申請者が条例第14条第1項第1号アのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- (3) 申請者が条例第14条第1項第1号カに規定する未成年者（以下本条において「未成年者」という。）である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び当該法定代理人が条例第14条第1項第1号アのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- (4) 特定事業区域の位置図及び付近の見取図
- (5) 特定事業区域の平面図及び断面図（特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）
- (6) 特定事業区域の平面図及び断面図（特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）
- (7) 特定事業区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し（当該土地の所有者名を記載したもの）
- (8) 特定事業区域の表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第10項第2号の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書（別記第16号様式）及び地質分析（濃度）結果証明書（別記第17号様式。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下「環境計量士」という。）が発行したものに限る。以下同じ。）

- (9) 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書
 - (10) 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面
 - (11) 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図
 - (12) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
 - (13) 特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した特定事業施工計画書
 - (14) 特定事業が別表第 4 に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面
 - (15) 現場責任者であることを証する書面
 - (16) 第 6 条第 1 項に規定する特定事業区域内土地使用同意書及び同条第 3 項に規定する特定事業区域内施工同意書
 - (17) 条例第 10 条第 3 項に該当する特定事業にあっては、第 6 条第 6 項に規定する隣接土地所有者承諾書、同条第 8 項に規定する近隣住民承諾書及び第 7 条第 2 項第 5 号に規定する世帯数調査書
 - (18) 前条第 9 項に規定する特定事業（変更）事前協議済書
 - (19) その他市長が必要と認める書類及び図面
- 3 条例第 12 条第 1 項第 11 号の規則で定める事項は、申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所とする。
- 4 条例第 12 条第 2 項に規定する申請書は、特定事業（一時たい積特定事業）許可申請書（別記第 18 号様式）とする。
- 5 条例第 12 条第 2 項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。
- (1) 第 2 項第 1 号から第 4 号まで、第 7 号、第 14 号及び第 15 号に掲げる書類及び図面

- (2) 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図
 - (3) 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあっては、第2項第8号に掲げる書類及び図面
 - (4) 特定事業区域の平面図及び断面図（土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。）
 - (5) 特定事業区域の平面図及び断面図（土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。）
 - (6) 第6条第1項に規定する特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書及び同条第3項に規定する特定事業（一時たい積特定事業）区域内施工同意書
 - (7) 前条第9項に規定する特定事業（変更）事前協議済書
 - (8) その他市長が必要と認める書類及び図面
- 6 条例第12条第2項第8号の規則で定める事項は、申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所とする。
- 7 条例第12条第3項に規定する申請書は、特定事業（小規模埋立て等）許可申請書（別記第19号様式）とする。
- 8 条例第12条第3項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。
- (1) 第2項第1号から第15号までに掲げるもの
 - (2) 第6条第1項に規定する特定事業区域内土地使用同意書及び同条第3項に規定する特定事業区域内施工同意書
 - (3) 前条第9項に規定する特定事業（変更）事前協議済書
 - (4) その他市長が必要と認める書類及び図面
- 9 条例第12条第3項第2号の規則で定める事項は、申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所とする。

10 第2項第8号に規定する特定事業区域の表土の地質検査は、次に掲げる方法によらなければならない。

(1) 地質検査は、別表第5の左欄に掲げる特定事業区域の面積に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数以上の区域に等分して行うこと。

(2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域ごとに土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において行うこと。

(3) 地質検査は、前号の規定により採取された試料について、それぞれ、別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。

(許可の必要のない事業の届出)

第9条 条例第9条第2項の届出は、当該土砂等の埋立て等に着手する日の10日前までに、小規模埋立て等（一時たい積特定事業を除く。）にあっては小規模埋立て等届（別記第20号様式）、小規模埋立て等（一時たい積特定事業に限る。）にあっては小規模埋立て等届（一時たい積特定事業）（別記第21号様式）により行うものとする。

2 前項の小規模埋立て等届に添付する条例第9条第2項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

(1) 届出者の住民票の写し（届出者が法人である場合にあっては、登記事項証明書）

(2) 前条第2項第4号から第7号までに掲げる書類及び図面

(3) 第6条第1項に規定する特定事業区域内土地使用同意書及び同条第3項に規定する特定事業区域内施工同意書

(4) 条例第9条第1項第2号に規定する採取場から採取された土砂等であることを証する土砂等売渡・譲渡証明書（別記第22号様

式)

(5) その他市長が必要と認める書類及び図面

3 第1項の小規模埋立て等届(一時たい積特定事業)に添付する条例第9条第2項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

(1) 届出者の住民票の写し(届出者が法人である場合にあっては、登記事項証明書)

(2) 前条第2項第4号及び第7号に掲げる書類及び図面

(3) 特定事業区域の平面図及び断面図(土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。)

(4) 特定事業区域の平面図及び断面図(土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。)

(5) 第6条第1項に規定する特定事業(一時たい積特定事業)区域内土地使用同意書及び同条第3項に規定する特定事業(一時たい積特定事業)区域内施工同意書

(6) 条例第9条第1項第2号に規定する採取場から採取された土砂等であることを証する土砂等売渡・譲渡証明書

(7) その他市長が必要と認める書類及び図面
(構造上の基準)

第10条 条例第14条第1項第7号の規則で定める構造上の基準は、別表第2に定めるとおりとする。

2 条例第14条第2項第3号の規則で定める構造上の基準は、別表第3に定めるとおりとする。

(構造上の基準に係る適用除外)

第11条 条例第14条第4項の規則で定めるものは、別表第4に掲げる行為とする。

(変更の許可の申請等)

第 12 条 条例第 15 条第 1 項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 氏名若しくは名称、住所若しくは所在地又は法人の代表者の氏名の変更

(2) 法定代理人の氏名又は住所の変更

(3) 現場事務所の位置の変更

(4) 現場責任者の氏名又は職名の変更

(5) 特定事業に使用される土砂等の量の変更（当該土砂等の量を減少させるものに限る。）

(6) 特定事業に使用される土砂等の搬入計画の変更

(7) 特定事業区域以外の地域への排水を測定する施設の位置の変更

(8) 特定事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として、特定事業区域の区域内に設けた排水施設又は特定事業区域の区域外に設けたさくの構造の変更（排水施設又はさくの機能を高めるものに限る。）

2 条例第 15 条第 3 項に規定する申請書は、条例第 12 条第 1 項の申請に係る許可の変更の場合にあっては、特定事業変更許可申請書（別記第 23 号様式）、同条第 2 項の申請に係る許可の変更の場合にあっては、特定事業（一時たい積特定事業）変更許可申請書（別記第 24 号様式）、同条第 3 項の申請に係る許可の変更の場合にあっては特定事業（小規模埋立て等）変更許可申請書（別記第 25 号様式）とする。

3 条例第 15 条第 3 項の規則で定める書類及び図面は、条例第 12 条第 1 項の申請に係る許可の変更の場合にあっては、第 8 条第 2 項各号、条例第 12 条第 2 項の申請に係る許可の変更の場合にあっては、第 8 条第 5 項各号、条例第 12 条第 3 項の申請に係る許可の変更の場合にあっては、第 8 条第 8 項各号に掲げる書類及び図面のう

ち変更に係る書類及び図面とする。

- 4 条例第15条第8項の規定による市長への届出は、特定事業軽微変更届（別記第26号様式）を、土地の所有者への通知は、特定事業軽微変更通知書（別記第27号様式）を、それぞれ、同条第1項に規定する軽微な変更をした日から起算して10日以内に提出して行わなければならない。

- 5 前項の届出には、変更事項を証する書類を添付するものとする。
（特定事業の着手の届出）

第13条 条例第17条の届出は、特定事業着手届（別記第28号様式）を提出して行わなければならない。

（土砂等の搬入の届出等）

第14条 条例第18条の規則で定める届出は、土砂等を搬入しようとする日の7日前までに、土砂等の量が5,000立方メートルまでごとに、土砂等搬入届（別記第29号様式）を提出して行わなければならない。

- 2 条例第18条の当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書（別記第30号様式）とする。

- 3 条例第18条の特定事業区域に搬入しようとする土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の量の5,000立方メートルまでごとの検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書とする。

- 4 前項の搬入しようとする土砂等に係る地質分析（濃度）結果証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行わなければならない。

- 5 条例第18条第1号の当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、第9条第2項第4号に規定する土砂等売渡・譲渡証明書とする。

(土砂等管理台帳)

第15条 条例第19条第1項に規定する土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳(別記第31号様式)によるものとする。

- 2 条例第19条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定事業の許可を受けた者の氏名又は名称
- (2) 特定事業の許可の年月日及びその番号
- (3) 特定事業区域の位置及び特定事業区域の面積
- (4) 特定事業の許可の期間
- (5) 特定事業に使用される土砂等の量
- (6) 現場責任者の氏名及び職名
- (7) 特定事業に使用される土砂等の発生場所並びに当該発生場所において土砂等の発生又は採取にかかる工事を行う者(以下「発生場所の事業者」という。)の氏名又は名称及び住所又は所在地
- (8) 特定事業に使用される土砂等の発生又は採取に係る工事名及び当該工事の責任者の氏名
- (9) 特定事業に使用される土砂等の発生場所の事業者との間の契約における土砂等の搬入量及び搬入期間並びに当該土砂等の運搬を委託した場合の受託者の氏名又は名称

- 3 条例第19条第2項に規定する土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳(一時たい積特定事業)(別記第32号様式)によるものとする。

- 4 条例第19条第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 第2項各号(第5号を除く。)に掲げる事項

(2) 特定事業に使用される土砂等の搬入量及び搬出量

5 条例第19条第1項及び第2項に規定する土砂等管理台帳は、毎月の末日までに、当該月中における同条第1項各号又は同条第2項各号に規定する事項について、記載を終了していなければならない。

6 条例第19条第1項及び第2項に規定する土砂等管理台帳は、毎年3月末日をもって閉鎖しなければならない。

7 条例第31条第4項に規定する土砂等管理台帳について、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

(1) 作成された電磁的記録を事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

8 事業者が、前項各号の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できなければならない。

（土砂等の量等の報告）

第16条 条例第19条第3項の規定による報告は、特定事業に係る土砂等の埋立て等に着手した日（以下「特定事業に着手した日」という。）から1月ごとに当該1月を経過した日から1週間以内（特定事業の中止をしようとするとき（当該中止をしようとする期間が

2 月以上であるときに限る。次項において同じ。) は当該中止をしようとする期間の開始の日から 1 週間以内、特定事業を廃止し、完了し、又は終了したときは条例第 2 3 条第 3 項、条例第 2 4 条第 3 項又は条例第 2 5 条第 3 項の規定による届出の時) に、特定事業状況報告書(別記第 3 3 号様式)を提出して行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、特定事業が一時的積特定事業である場合にあっては、条例第 1 9 条第 3 項の規定による報告は、特定事業に着手した日から 1 月ごとに当該 1 月を経過した日から 1 週間以内(特定事業の中止をしようとするときは当該中止をしようとする期間の開始の日から 1 週間以内、特定事業を廃止し、完了し、又は終了したときは条例第 2 3 条第 3 項、条例第 2 4 条第 3 項又は条例第 2 5 条第 3 項の規定による届出の時)に、特定事業(一時的積特定事業)状況報告書(別記第 3 4 号様式)を提出して行わなければならない。

(地質検査)

第 1 7 条 条例第 2 0 条第 1 項の規定による地質検査は、特定事業に着手した日から 6 月ごと(条例第 2 3 条第 1 項の規定による届出(中止をしようとするときの届出を除く。以下この条及び次条において同じ。)、条例第 2 4 条第 1 項の規定による届出又は条例第 2 5 条第 1 項の規定による届出を行った場合にあっては、市長が指定する期日)に、市長の指定する職員の立会いの上、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 地質検査は、特定事業区域を 3, 0 0 0 平方メートル以内の区域に等分して行うこと。
- (2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる 2 直線上の当該中央地点から 5 メートルから 1 0 メートルま

での4地点（当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の4地点）の土壌について行うこと。

(3) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後、第1号の規定により区分された区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、市長が承認した場合にあっては、市長が定めるところにより、第1号の規定により区分された複数の区域から採取された土砂等を混合し、1試料とすることができる。

(4) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。

2 前項に定めるもののほか、条例第23条第1項の規定による届出、条例第24条第1項の規定による届出又は条例第25条第1項の規定による届出を行った場合にあっては、あらかじめ、市長が指定する期日に、市長の指定する職員の立会いの上、次に掲げる方法により地質検査を行わなければならない。ただし、土砂等の埋立て等の最大高さが10メートル未満の特定事業は除く。

(1) 地質検査は、特定事業区域を1万平方メートル以内の区域に等分して行うこと。

(2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域ごとに、市長の指定する地点（本号において「指定地点」という。）において、当該指定地点から垂線をおろした当該特定事業施工前における表土上端の地点（本号において「表土地点」という。）から指定地点までの区間において、表土地点を含め、当該表土地点から5メートルごとの土壌について行うこと。

(3) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点ごとに1試料とすること。

(4) 地質検査は、前号の規定による試料について、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。

3 前2項の規定にかかわらず、特定事業が一時たい積特定事業である場合にあっては、条例第20条第1項の規定による地質検査は、特定事業に着手した日から6月ごと（条例第23条第1項の規定による届出、条例第24条第1項の規定による届出又は条例第25条第1項の規定による届出を行った場合にあっては、市長が指定する期日）に、市長の指定する職員の立会いの上、第1項各号に掲げる方法により行わなければならない。この場合において、第14条第1項の土砂等搬入届に係る土砂等ごとに当該土砂等が区分された状態でたい積されている場合にあっては、地質検査は省略することができる。

4 前項の規定にかかわらず、条例第24条第1項の規定による届出のうち、表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合の当該特定事業に係る届出にあっては、地質検査は省略することができる。

（水質検査）

第18条 条例第20条第1項の規定による水質検査は、特定事業に着手した日から6月ごと（条例第23条第1項の規定による届出、条例第24条第1項の規定による届出又は条例第25条第1項の規定による届出を行った場合にあっては、市長が指定する期日）に、市長の指定する職員の立会いの上、試料を採取し、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）に定める測定方法により行わなければならない。

（地質検査等の報告）

第 19 条 条例第 20 条第 1 項の規定による報告は、特定事業に着手した日から 6 月ごとに当該 6 月を経過した日から 1 月以内（条例第 23 条第 1 項の規定による届出、条例第 24 条第 1 項の規定による届出又は条例第 25 条第 1 項の規定による届出を行った場合にあっては、前 2 条に規定する市長が指定した期日から 1 月以内）に、特定事業地質等検査報告書（別記第 35 号様式）に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

(1) 検査に使用した土砂等及び排水を採取した地点の位置図及び現場写真

(2) 第 17 条の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書

(3) 前条の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び排水汚染状況測定（濃度）結果証明書（別記第 36 号様式。環境計量士の発行したものに限る。）

2 前項の規定にかかわらず、特定事業が一時たい積特定事業である場合にあっては、条例第 20 条第 1 項の規定による報告は、特定事業に着手した日から 6 月ごとに当該 6 月を経過した日から 1 月以内（条例第 23 条第 1 項の規定による届出、条例第 24 条第 1 項の規定による届出又は条例第 25 条第 1 項の規定による届出を行った場合にあっては、市長が指定する日まで）に、特定事業地質等検査報告書に前項各号に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

3 条例第 20 条第 2 項の規定により、条例第 9 条第 1 項の許可を受けた者が、当該許可に係る特定事業区域の土壤中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、当該確認した日から起算して 7 日以内に市長に報告しなければならない。

（標識）

第 20 条 条例第 22 条第 1 項に規定する標識の様式は、土砂等の埋立て等に関する標識（別記第 37 号様式）とする。

2 条例第 22 条第 1 項に規定する標識の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 特定事業の許可年月日及びその番号
- (2) 特定事業の目的
- (3) 特定事業区域の所在地
- (4) 特定事業を行う者の氏名又は名称、住所又は所在地及び連絡先の電話番号並びに法人にあっては代表者の氏名
- (5) 特定事業の許可の期間
- (6) 特定事業区域及び特定事業区域の面積
- (7) 特定事業に使用される土砂等の量（一時たい積特定事業にあっては、年間の特定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量）
- (8) 現場責任者の氏名及び職名
- (9) 特定事業区域及び特定事業区域の見取図

3 条例第 22 条第 2 項に規定する表示は、旗等の設置によるものとする。

（特定事業の廃止等に係る届出）

第 21 条 条例第 23 条第 1 項の規定による届出は、特定事業（廃止・中止）事前届（別記第 38 号様式）を提出して行わなければならない。

2 条例第 23 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定事業の許可年月日及びその番号
- (2) 特定事業区域の位置
- (3) 特定事業の許可の期間

(4) 特定事業の廃止をしようとする年月日又は中止をしようとする期間

(5) 特定事業を廃止し、又は中止した場合の特定事業区域の構造

(6) 特定事業を廃止し、又は中止した場合の特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置

(7) 廃止し、又は中止しようとする特定事業が一時たい積特定事業である場合にあっては、一時たい積特定事業の特定事業区域のうち土砂等がたい積されている面積

3 条例第23条第3項の規定による届出は、当該特定事業を廃止した日から起算して10日以内に、特定事業廃止届（別記第39号様式）を提出して行わなければならない。

（特定事業の完了に係る届出）

第22条 条例第24条第1項の規定による届出は、特定事業完了事前届（別記第40号様式）を提出して行わなければならない。

2 条例第24条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 特定事業の許可年月日及びその番号

(2) 特定事業区域の位置

(3) 特定事業の許可の期間

(4) 特定事業の完了の予定年月日

(5) 特定事業を完了した場合の特定事業区域の構造

3 条例第24条第3項の規定による届出は、当該特定事業を完了した日から起算して10日以内に、特定事業完了届（別記第41号様式）を提出して行わなければならない。

（特定事業の終了に係る届出）

第23条 条例第25条第1項の規定による届出は、特定事業終了事

前届（別記第４２号様式）を提出して行わなければならない。

２ 条例第２５条第１項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (１) 特定事業の許可年月日及びその番号
- (２) 特定事業区域の位置
- (３) 特定事業の許可の期間
- (４) 特定事業を終了した場合の特定事業区域の構造
- (５) 特定事業を終了した場合の特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置

３ 条例第２５条第３項の規定による届出は、当該特定事業を終了した日から起算して１０日以内に、特定事業終了届（別記第４３号様式）を提出して行わなければならない。

（譲受けの許可の申請）

第２４条 条例第２６条第２項に規定する申請書は、特定事業譲受け許可申請書（別記第４４号様式）とする。

２ 条例第２６条第２項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (１) 住民票の写し（申請者が法人の場合にあっては、登記事項証明書）
- (２) 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し
- (３) 特定事業区域の位置図及び付近の見取図
- (４) 現場責任者であることを証する書面
- (５) その他市長が必要と認める書類

３ 条例第２６条第２項第４号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 譲り受けようとする特定事業の許可年月日及びその番号
 - (2) 譲り受けようとする特定事業の許可の期間
 - (3) 特定事業区域の位置
 - (4) 現場責任者の氏名及び職名
 - (5) 譲受けの理由
- (相続等の届出等)

第 2 5 条 条例第 2 7 条第 2 項の規定による市長への届出は、当該特定事業を承継した日から起算して 1 0 日以内に特定事業相続等届(別記第 4 5 号様式)を、同項の規定による土地の所有者への通知は特定事業相続等通知書(別記第 4 6 号様式)を提出して行わなければならない。

(土地所有者による特定事業の施工状況の把握)

第 2 6 条 条例第 3 2 条第 2 項の規定による特定事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る特定事業区域において、毎月 1 回以上、当該施工の状況が同意にあたって確認した事項に抵触していないかどうか並びに当該特定事業区域において土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生がないかどうか及びこれらのおそれがないかどうかを自ら確認することにより行わなければならない。ただし、当該特定事業区域において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。

(報告の期限)

第 2 7 条 条例第 3 4 条の規定により、市長から土砂等の埋立て等の業務に関し報告を求められた者は、当該報告を求められた日から起算して 1 0 日以内に報告しなければならない。

(身分を示す証明書)

第 2 8 条 条例第 3 5 条第 2 項に規定する証明書は、身分証明書(別

記第４７号様式）とする。

（書類等の提出）

第２９条 条例第１１条第１項及び第２項の規定による協議、条例第１２条第１項から第３項までの規定による許可の申請、条例第１５条第３項の規定による変更許可の申請、条例第２６条第２項の規定による譲受けの許可の申請、条例第９条第２項、条例第１５条第８項、条例第１７条、条例第１８条、条例第２３条第１項及び第３項、条例第２４条第１項及び第３項、条例第２５条第１項及び第３項並びに条例第２７条第２項の規定による届出並びに条例第１９条第３項及び条例第２０条第１項の規定により提出する書類及び図面の提出部数は、正副各１部とする。

（委任）

第３０条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成２３年９月１日から施行する。ただし、附則第３項の規定は、公布の日から施行する。

（勝浦市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の廃止）

- 2 勝浦市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成１０年勝浦市規則第１号）は、廃止する。

（施行前の準備）

- 3 第７条第１項から第４項までの規定による事前協議の手続きは、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成２６年１０月１日規則第１７号）

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日規則第 79 号）

この規則は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。

附 則（平成 27 年 6 月 9 日規則第 80 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 13 日規則第 8 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 1 項第 1 号の改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の勝浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第 1 の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる土砂等の埋立て等に使用される土砂等について適用し、施行日前に行われた土砂等の埋立て等に使用された土砂等については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に勝浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成 23 年勝浦市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 9 条の許可（条例第 15 条第 1 項の許可を含む。以下「既許可」という。）を受けている者が施行日前に条例第 18 条の規定による届出を行った場合における当該届出に係る土砂等（当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。）についての改正後の規則別表第 1 の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に既許可を受けている者が施行日以後に条例第 18 条の規定による届出（当該届出に係る土砂等の搬入期間の終期が平成 29 年 9 月 30 日までのものに限る。）を行う場合であって、当該届出に係る土砂等が改正前の勝浦市土砂等の埋立て等に

よる土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）別表第１の規定による安全基準に適合していることについて施行日前に同条の規定による証明があったとき（施行日前に、同条第１号の規定による証明又は同条第３号の規定による承認があったときを含む。）における当該届出に係る土砂等（当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。）についての改正後の規則別表第１の規定の適用については、附則第２項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

５ この規則の施行の際現に既許可を受けている者の当該既許可に係る特定事業の区域内において、前３項の規定によりなお従前の例によることとされる土砂等を使用して土砂等の埋立て等が行われた場合における条例第２０条第２項、条例第２３条第５項、条例第２４条第４項及び条例第２５条第４項の規定による確認に係る当該特定事業の区域内の土砂等についての改正後の規則別表第１の規定の適用については、附則第２項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

６ この規則の施行前に改正前の規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和３年３月２２日規則第９号）

（施行期日）

１ この規則は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ 改正後の勝浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第１の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる土砂等の埋立て等を使用される土砂等について適用

し、施行日前に行われた土砂等の埋立て等を使用された土砂等については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現に勝浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成23年勝浦市条例第10号。以下「条例」という。）第9条の許可（条例第15条第1項の許可を含む。以下「既許可」という。）を受けている者が施行日前に条例第18条の規定による届出を行った場合における当該届出に係る土砂等（当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。）についての改正後の規則別表第1の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に既許可を受けている者が施行日以後に条例第18条の規定による届出（当該届出に係る土砂等の搬入期間の終期が令和3年9月30日までのものに限る。）を行う場合であって、当該届出に係る土砂等が改正前の勝浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）別表第1の規定による安全基準に適合していることについて施行日前に同条の規定による証明があったとき（施行日前に、同条第1号の規定による証明又は同条第3号の規定による承認があったときを含む。）における当該届出に係る土砂等（当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。）についての改正後の規則別表第1の規定の適用については、附則第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この規則の施行の際現に既許可を受けている者の当該既許可に係る特定事業の区域内において、前3項の規定によりなお従前の例によることとされる土砂等を使用して土砂等の埋立て等が行われた場合における条例第20条第2項、条例第23条第5項、条例第24条第4項及び条例第25条第4項の規定による確認に係る当該特定

事業の区域内の土砂等についての改正後の規則別表第 1 の規定の適用については、附則第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 6 この規則の施行前に改正前の規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表第 1（第 3 条、第 8 条、第 14 条、第 17 条関係）

溶出量基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下	日本産業規格 K0102（以下「規格」という。） 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 38 に定める方法（規格 38・1・1 及び 38 の備考 11 に定める方法を除く。）又は昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 1 に掲げる方法又は規格 31・1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 2 に掲げる方法）
鉛	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下	規格 65・2（規格 65・2・7 を除く）に定める方法
砒素	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下、かつ、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、	検液中濃度に係るものにあつては規格 61 に定める方法、農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定を定める省令（昭和 50 年総理府令第 31 号）第 1 条第 3 項及び

	試料1キログラムにつき 15ミリグラム未満	第2条に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき0. 0005ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表2 に掲げる方法
アルキル 水銀	検液中に検出されない こと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3 及び昭和49年環境庁告示第64号 付表3及び昭和49年環境庁告示第 64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されない こと。	昭和46年環境庁告示第59号付表4 に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する 場所の土地利用目的が 農用地（田に限る。）で 或る場合にあっては、試 料1キログラムにつき12 5ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要 件に係る銅の量の検定の方法を定 める省令（昭和47年総理府令第66 号）第1条第3項及び第2条に規定す る方法
ジクロロ メタン	検液1リットルにつき0. 02ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2 又は5・3・2に定める方法
四塩化炭 素	検液1リットルにつき0. 002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、 5・3・1、5・4・1又は5・5に定め る方法
クロロエ チレン（別 名塩化ビ ニル又は 塩化ビニ ルモノマ ー）	検液1リットルにつき0. 002ミリグラム以下	平成9年環境庁告示第10号付表に 掲げる方法
1・2—ジク ロロエタ ン	検液1リットルにつき0. 004ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、 5・3・1又は5・3・2に定める方法
1・1—ジク ロロエチ レン	検液1リットルにつき0. 1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2 又は5・3・2に定める方法
1・2—ジク	検液1リットルにつき0.	シス体にあつては日本産業規格K

ロロエチレン	04ミリグラム以下	0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
1・1・1—トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
1・1・2—トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
1・3—ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格67・2、67・3又は67・4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格34・1（規格34の備考1を除く。）若しくは34・4に定める方法又は規格34・1・1c)に定める方法及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1	規格47・1、47・3又は47・4に定

	ミリグラム以下	める方法
1・4—ジオキサ	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法

含有量基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	試料1キログラムにつき45ミリグラム以下	日本産業規格K0102（以下「規格」という。）55に定める方法
全シアン	試料1キログラムにつき50ミリグラム以下	規格38に定める方法（規格38.1及び38の備考11に定める方法を除く。）
鉛	試料1キログラムにつき150ミリグラム以下	規格54に定める方法
六価クロム	試料1キログラムにつき250ミリグラム以下	規格65.2（規格65.2.7を除く。）に定める方法
砒素	試料1キログラムにつき150ミリグラム以下、かつ、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあつては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満であること。	規格61に定める方法 農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	試料1キログラムにつき15ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあつては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
セレン	試料1キログラムにつき150ミリグラム以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	試料1キログラムにつ	規格34・1（規格34の備考1を除く。）

	き4,000ミリグラム以下	若しくは34・4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170－6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格34・1・1c）（注（2）第3文及びK0102規格34の備考1を除く。）に定める方法及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	試料1キログラムにつき4,000ミリグラム以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
ダイオキシン類	試料1グラムにつき1,000ピコグラム-TEQ以下	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について（平成11年環境庁告示第68号）別表土壌の項に掲げる方法

備考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るものあっては、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 公共事業（条例第9条第1項第1号に規定する公共事業をいう。）のうち市長が別に定める事業による土砂等の埋立て等が

行われる場合であって、当該土砂等の埋立て等が行われている間及び当該土砂等の埋立て等が完了した後において地下水の汚染の防止を図る上で必要な管理が行われるものとして、事前に市長の承認を受けたときの当該土砂等の埋立て等に使用される土砂等の砒素、ふっ素及びほう素に係る基準値の欄中検液中濃度に係る値は、それぞれ検液 1 リットルにつき 0. 0 3 ミリグラム、2. 4 ミリグラム及び 3 ミリグラムとする。

3 基準値の欄中「検液中に検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

別表第 2（第 1 0 条関係）

通常の埋立ての場合の構造基準

- 1 特定事業区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように杭打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜をしている土地において特定事業を施工する場合にあつては、特定事業を施工する前の地盤と特定事業に使用された土砂等との接する面が滑り面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- 3 埋立て等の高さ（特定事業により生じたのり面の最下部（擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及びのり面（擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。）のこう配は、下の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ同表の埋立て等の高さの欄及びのり面のこう配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分		埋立て等の高さ		のり面のこう配
砂、礫、砂質土、礫質土、通常の施工性が確保される	建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設	土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保されるこう配
粘性土及びこれらに準ずるもの	省令第19号）別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土	その他	10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル（埋立て等の高さが5メートル以下の場合にあっては、1.5メートル）以上のこう配
	その他	5メートル以下		垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル以上のこう配
その他		安定計算を行い、安全が確保される高さ		安定計算を行い、安全が確保されるこう配

4 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。

5 埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあっては、埋立て等の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の段を設け、当該

段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。

6 特定事業の完了後の地盤にゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締め固めその他の措置が講じられていること。

7 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。

8 特定事業区域（のり面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

別表第3（第10条関係）

一 時たい積特定事業の場合の構造

1 特定事業場の隣接地と特定事業区域との間に、下の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める幅の保安地帯が設置されていること。

3,000平方メートル未満	4メートル以上
3,000平方メートル以上1ヘクタール未満	6メートル以上
1ヘクタール以上3ヘクタール未満	10メートル以上
3ヘクタール以上5ヘクタール未満	14メートル以上
5ヘクタール以上10ヘクタール未満	18メートル以上
10ヘクタール以上15ヘクタール未満	24メートル以上
15ヘクタール以上20ヘクタール未満	27メートル以上
20ヘクタール以上	30メートル以上

2 土砂等のたい積の高さ（のり面の最下部と最上部の高低差をいう。）が5メートル以下であること。

3 土砂等のたい積ののり面のこう配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上のこう配であること。

別表第4（第7条、第8条、第11条関係）

- 1 砂防法（明治30年法律第29号）第4条第1項の規定により砂防指定地における許可を要する行為
- 2 土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業
- 3 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条第1項の規定による漁港の区域内の水域又は公共空地における許可を要する行為
- 4 港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定による港湾区域内及び港湾隣接地域内における許可を要する行為
- 5 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定による許可を要する開発行為並びに同法第31条、第34条第2項及び第44条において準用する第34条第2項の規定による保安林予定森林、保安林及び保安施設地区における許可を要する行為
- 6 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による道路管理者以外の者が行う工事についての承認を要する行為、同法第32条第1項の規定による道路の占用の許可及び同法第91条第1項の規定による道路予定区域における許可を要する行為
- 7 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 8 都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項の規定による都市公園内における占用の許可を要する行為
- 9 海岸法（昭和31年法律第101号）第7条第1項及び第8条第1項の規定による海岸保全区域内における許可を要する行為
- 10 自然公園法（昭和32年法律第161号）第13条第3項の規定による特別地域内及び第14条第3項の規定による特別保護地区内における許可を要する行為
- 11 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項

の規定による地すべり防止区域内における許可を要する行為

1 2 宅地造成等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号）第 8 条の規定による許可を要する宅地造成

1 3 河川法（昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号）第 2 4 条の規定による河川区域内の土地の占用の許可を要する行為並びに同法第 2 7 条第 1 項、第 5 5 条第 1 項、第 5 7 条第 1 項及び第 5 8 条の 4 第 1 項の規定による河川区域内の土地、河川保全区域内、河川予定地及び河川保全立体区域内における許可を要する行為

1 4 都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項及び第 2 項の規定による許可を要する開発行為

1 5 都市再開発法（昭和 4 4 年法律第 3 8 号）に基づく市街地再開発事業及び同法第 6 6 条第 1 項の規定による施行地区内における許可を要する行為

1 6 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における許可を要する行為

1 7 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 5 条の 2 第 1 項の規定による農用地区域内における許可を要する行為

1 8 都市緑地法（昭和 4 8 年法律第 7 2 号）第 1 4 条第 1 項の規定による特別緑地保全地区内における許可を要する行為

1 9 生産緑地法（昭和 4 9 年法律第 6 8 号）第 8 条第 1 項の規定による生産緑地地区内における許可を要する行為

2 0 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 5 0 年法律第 6 7 号）に基づく住宅街区整備事業並びに同法第 7 条第 1 項及び第 6 7 条第 1 項の規定による土地区画整理促進区域内及び施行地区内における許可を要する行為

- 2 1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 7 項の規定による特別保護地区の区域内における許可を要する行為
- 2 2 千葉県立自然公園条例（昭和 35 年千葉県条例第 15 号）第 12 条第 1 項の規定による特別地域内における許可を要する行為
- 2 3 宅地開発事業の基準に関する条例（昭和 44 年千葉県条例第 50 号）第 7 条第 1 項の規定による設計の確認を要する宅地開発事業
- 2 4 千葉県風致地区条例（昭和 45 年千葉県条例第 6 号）第 2 条第 1 項の規定による風致地区内における許可を要する行為
- 2 5 千葉県自然環境保全条例（昭和 48 年千葉県条例第 1 号）第 9 条第 4 項の規定による特別地区内における許可を要する行為
- 2 6 千葉県港湾管理条例（昭和 51 年千葉県条例第 45 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による港湾施設の使用の許可を要する行為

別表第 5（第 8 条関係）

特定事業区域の面積	区域数
500平方メートル以上3,000平方メートル未満	1
3,000平方メートル以上1ヘクタール未満	2
1ヘクタール以上2ヘクタール未満	3
2ヘクタール以上3ヘクタール未満	4
3ヘクタール以上4ヘクタール未満	5
4ヘクタール以上5ヘクタール未満	6
5ヘクタール以上6ヘクタール未満	7
6ヘクタール以上7ヘクタール未満	8
7ヘクタール以上8ヘクタール未満	9
8ヘクタール以上9ヘクタール未満	10
9ヘクタール以上10ヘクタール未満	11

10ヘクタール以上	12
-----------	----